

支費とする必要があるもので、その設置について、地方自治法第五十六

条第六項の規定に基き、国会の承認を求めらる。

別紙

新設する税関の支費

所轄税関	支費名	位置	管轄	区域
神戸	松山	松山市	愛媛県のうち	宇和島市 大洲市
	伊予市	上浮穴郡		伊予郡
	喜多郡	西宇和郡		東宇和郡 北宇和郡 南宇和郡
大阪	宮津	宮津市	京都府のうち	与謝郡 中郡 竹野郡 熊野郡
門司	佐伯	佐伯市	大分県のうち	竹田市 南海部郡 大野郡
	直入郡			
函館	宮古	宮古市	岩手県のうち	盛岡市 宮古市 岩手郡 下閉伊郡 紫波郡

備考

廃止する税関の出張所

所轄税関	出張所	位置
神戸	今治税関出張所	松山市
大阪	舞鶴税関支署官津出張所	宮津市
門司	津久見税関支署佐伯出張所	佐伯市
函館	釜石税関支署宮古出張所	宮古市

○足立政府委員 たいま議題となりました資金運用部預託金利率の特例に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

郵便貯金特別会計の収支の不均衡を緩和するために、昭和二十七年四月資

で毎年度減減するよりな特別利子を付することとし、その特別利子の利率は政令で定めることとしたしました。この特別利子の利率は、二十七年年度は一分、二十八年年度は九厘、二十九年年度は八厘、三十年年度は七厘、三十一年年度は六厘とし、毎年度一厘ずつ減減させて参りましたが、この間昭和三十年八月資金運用部資金法の改正により、新たに約定期間七年以上のものが設けられ、これに対し年六分の利子を付すこととなりまして、これに伴いまして特別利子の定め方を改め、約定期間七年以上のものに対しては、三十年年度以降年二厘以下の範囲で毎年度減減するよりな特別の利率により利子を付することとし、三十年年度は二厘、三十一年年度は一厘といたしました。従って三十一年年度は約定期間五年以上七年未満のものに対しては、資金運用部資金法に定める年五分五厘のほか、六厘の特別利率により利子を付し、約定期間七年以上のものに対しては資金運用部資金法に定める年六分のほか、一厘の特別利率により利子を付し、ともに六分一厘の利子を支払っております。来年度以降の特別の利子につきましては、毎年度一厘ずつ減減させて参りました従来

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、税関支署の設置に關し国会の承認を求めらるの件について、提案の理由を御説明いたします。

これより本法律案について採決をいたします。お諮りをいたします。本法律案を原案通り可決するに御異議ありませんか。

○山本委員長 異議なしと認めます。

○山本委員長 異議ないものと認めます。よって本法律案は全会一致をもって原案通り可決をいたしました。

この際お諮りをいたします。ただいま議決いたしました法律案に關する委員報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によつて委員長に御一任願つておきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

○山本委員長 異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 次に、日本国有鉄道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、補助金等の臨時特例等に關する法律の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の四法律案を一括議題として質疑に入ります。横鏡重吉君。

○横鏡委員 補助金等の臨時特例に關しては、昨年一年間の延長を行なつたわけですが、昨年の場合においても、われわれとしては、この特例を出して抑えることは地方行政に對して影響するところが大きいである、従つてこの延長は行ふべきでない、こゝろいふふりな意味から、本委員会においてもこれに反對いたしましたわけでありますが、さらにまたこれを一年間延長しよう。その一部には国立公園法と、一点だけ除かれたものもありますが、これをさらにま

○山本委員長 なければさう決しません。以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

○山本委員長 以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

た延長しようというものは、一体どういふふうなところに理由があるのか、この点一つお答えをいただきたいと思ひます。

○宮川政府委員 答へいたします。補助金の特例法をいたしまして、毎年暫定法として、一年ずつ延長いたしまして御審議を願つておりますことは、私どももいたしたとしてもまことに恐縮に存じております。補助金につきましては、いろいろ御承知のように、社会、経済事情の変化に対応いたしまして、当初作られた補助金の趣旨からさらに再検討を要するような問題もございまして、あるいは非常に零細でございまして、かえつて行政費がその金額に比例して相当大きくかかる、その補助効果も非常に乏しいというふうなものも多々ございまして、大蔵省といたしましては、補助金の整理について格好のよいものにしたしたいと思います。毎年検討を加えておるのでございまして、恒久的な立法というものを考えるまでに、なかなか構想がまとまりませんが、はなはだ残念でございまして、毎年少しずつ改善を加えて御審議を願うというふうなことになつております。今年度も昨年度同様、もう一年特例法の御審議を願ひまして、時をかしていただきたい、かように存じて御提案申し上げた次第でございまして。

○横銭委員 今日財政は、国家の財政と地方の財政とが、補助金とか、あるいは分担金とか、あるいはまたいろいろ交付税とか、いろいろふうな関係によつて不可分、一体化されておると思つて、従つて、一方的に政府

の方が押えるとか、あるいはまた地方の方でやらないとかいふふうなことがもし行われたならば、穩当を欠くことになるであらう、こゝろいふに考へるわけですが、この特例を出す場合においては、地方の方と十分に話し合つたか、あるいはまた地方の方から要望があつて、これを取り上げてもらつていふふうなことが行われてゐるか、この点を伺いたいと思ひます。

○宮川政府委員 横銭委員の御指摘のように、国の補助金は、国家財政並びに地方財政に非常に密接な関係があります。自治庁を通じての地方の要望を中央からひもつて回されることを、かえつて地方財政の健全な運営を害するから、補助金をやめまして、交付税に回していただきたいというふうな要望は見えないでございまして、ところが、一方中央の行政目的を達成いたしましたために、やはりひもつて補助金として存置しなければならぬという要請もございまして、この国家的要請と地方行政の要請を調整いたしましてやる必要がございまして、従ひまして、ある程度補助金を整理いたしまして、これを交付税に回しまして、あるいはまたこまかな補助金の細分をやめまして、大きくまとままして、その運用は地方の行政にまかすというふうなやり方を逐次とつてゐる面もございまして、その辺につきましても、関係の中央機関におきまして十分協議いたしましてやつておる次第でございまして。

○横銭委員 今補助金に対する考え方を聞いておると、あまりこまかい補助金を

は、地方の方でもかえつて赤字を出す理由にもなるというふうな見解を自治庁は持つておるといふのであるけれども、しかしそれならば、そういうことも補助金なんかをきめる一番の根源といふものは、一体だれがやつておるのか。これは、おそらく政府の方でこれを行なつて、新しく作るこの法律に基いて、国の補助金を何分の一にするとか、こゝろいふふうなことをきめて、これを地方の方にやらせていく、こゝろいふふうな関係になつてゐると思つて、地方の方から望んでこれを法律化して、こゝろいふふうなことをきめていくのは、こゝろで特例で押えられたものは、そのほとんどの内容といふものは、もともと国会の方で立法が行われ、これに基いて、地方の方に対してその行政事務というものが強制されて、こゝろいふふうなものは強制されておる。従つて、それをやらせておいて、あとから、これを政府の方都合で渡すわけにはいかぬ、こゝろいふふうな考え方といふものは、きわめて穩当ではなからうか、こゝろいふふうな考え方です。この点はいかがでしようか。

○宮川政府委員 御指摘のように、むしろ中央の行政庁においてこゝろいふ補助金を出したい、そつして、所要の法律を作るといふのが多うございまして。しかし、中央の行政官庁がそつして補助金を出すものには、やはり地方からの要請に基いてやつておられますものも相当ございましてありまして、一応作つた補助金を整理する、それを整理しつばなしにするといふこと

になりますれば、いろいろ問題がございまして、整理いたした場合には、もうけられぬ、整理いたしたために必要であると思われまうものにつきましても、やはりその分に相当するものは、地方の財政計画におきまして所要の見積りをいたしました、こゝろの補てんのために、交付税をもつて充てるといふ財政計画上の算定に十分織り込んでおられますので、かりに補助金を整理いたしましたも、政府が独自のによつて、地方において今までやつてきた仕事ができなくなるというふうなことはなからうに取らうと思ひます。

○横銭委員 この特例によつて押えられるものを見れば、これは公立学校の定時制課程の職員は国庫補助の金を押えるとか、あるいは社会教育法に基く公民館の関係であるとか、あるいは産業教育振興であるとか、こゝろいふふうな補助金の額は小さいといふけれども、これを実施するところにとつては、国の方からの補助があるといふことが理由で、今日まで仕事を始めておる。従つて府県の方においても、なかなか財政が困難で支出しにくかつたにもかかわらず、こゝろいふふうなことを進めてきて、今日段階においてこれを切るといふことは、とりもなおさず、こゝろいふふうな関係の法律が生きておる、あるいはまたこゝろいふふうな職務が生きておる、現実に行われてゐる段階において、国の方が支出を怠つたならば、これによつてこれらの行政といふものは、末端において麻痺をします。その麻痺をさせるという

よつて大きな影響を全国的に与える、こゝろいふふうな考へるわけでありまして。従つて、こゝろいふふうな面から見た場合には、十九億を出さないといふことが、国としての節約だといふふうな考へ方をされておることは、国だけ考へて、国家全体の国・地方行政を貫くところの問題を考へていないやう方ではないか、こゝろいふふうな考へておる。従つて、この点は大いに當局として反省すべき点があるのではないかと、こゝろいふふうな考へておられますか。

○宮川政府委員 御指摘の点でございまして、補助金の整理は、単に政府としてではございまして、冒頭御答弁申し上げましたように、補助金といふものの効率的な運用といふことを考へ、また地方財政との関連をも十分考へておる次第でございまして、特定の補助金をやめましても、それに対応いたしまして、地方の財政計画にはそれを織り込みまして、財源計画とらみ合せまして交付税の金額を算定してゐるわけにございまして。中には、一県ごとの金額、あるいは一市町村ごとの金額をとつてみますと、きわめて零細であつて、それくらいのもものは、当然地方団体の負担においてやつてもいいやうなものも相当ございまして。そつて、こゝろいふふうなことを勘案いたしまして、補助金の整理をやつておるわけにございまして、単に国の財政的な立場から補助金を渡らそうといふ考へのみを御了承願ひたいと思ひます。

省、各府県の各部において強いものならば、これをどこからでも穴埋めすることができると。しかしながら、国の方でも、切る場合には、おそらく一番末端行政のような小さなものを切る。従って、府県の方においても、こ

ういうふうなものはやはり勢力が弱い。従って、国の方から切られたものは、これらの費用はとるところがなく

なつてしまふ。こゝろいうふうな関係から、今の国のとつておる、こゝろいうふうな途中になつて臨時特例を出して制限をしてしまふ、その制限したことが予算の節約である、また補助金の額があまりに零細に過ぎるといふようなこと、零細に過ぎるならば、これはよ

い出してよい、あまり少なくて仕事にならぬといふことが、今あなたの述べられた中に出てきておられますが、あまり額が少いなら、この額をもう少し上げた方がいい、そゝろいうふうな逆の考え方が、今日の情勢の中では私は要求されておると思つて。従つて、今のあなたの答弁の中では、国の方がこの法律に基いて仕事をさせてきて、これに對するところの義務觀念といふものがはなだ欠けているのじやないか。この点を根本的に直さなければ、今日の国家財政と地方財政との一体化、これによるところの緊密な行政効果を上げるということがむずかしいではないか、こゝろいうふうな考えです。

ります。しかし、本来が地方の公共事務でありまして、地方公共団体も地方公共事務を実施していくべき建前があるのをごいまして、それに対して財源といふものは、その自分たちが裁量の財源によりまして、自分たちの納得の批判を受けながらこれを運営していくという姿に持つていくことが理想でございます。そこへ順々に持つていくということがおそらく制度の本質であろうと思つて、その途中におきまして補助金をやめた、一般財源に振りかえたことによりまして、当該行政が萎縮するといふことでは、これは行き過ぎでございます。それらの事情はよく考えまして、実情をながめまして、この法律を立案いたしてございます。

従つて、これらの法律の各条項にございませぬ補助金につきましても、それらの措置を講じたものにつきましても、随時この実情をながめまして、これによつてかえつて行き過ぎにならぬかどうかといふ点は、調べておる次第でございます。補助金の法律も、これは施行いたしまして数年になりますけれども、その間におきまして、今御指摘がございませぬような御懸念の点はまだ認められませぬので、その点につきましましては御心配はない、こゝろいうふうな整理合理化と申しますのは、先ほどもお話がございませぬように、決して国の支出を節約するといふ趣旨からのみ出しておるものではございませぬ。地方で負担すべきものは地方で負担する、地方の民主的なそゝろい批判を凝らしてきていく体制を作らうといふことではあります。そゝろいことをや

て参りますには、なお相当時間もかかるわけでありませぬ。その間におきまして、なおこれらの措置を進めていきませぬ。なお、補助金のいろいろな合理化の措置を進めて参りますが、それらの場合におきましては、御指摘のような点について十分に考慮いたしまして、行き過ぎのないように努めたいと思つて念願しておる次第でございます。御了承をお願いいたします。

○横領委員 地方公共団体の固有の行政だといふことを言われるけれども、これはきわめてむずかしい問題だと思つた。どこまでが地方独自の仕事、どこまでが地方独自の仕事といふことは、多少の程度の差といふものはあるけれども、独立しているものはほとんどない。もしほんとうにこれは国独自のものならば、今日の財政支出の考え方というものは、あるいはまた歳入の考え方というものは、根本問題から入つていかなければならぬと思つて。なぜならば、今ここに千葉県の三十二年度の予算案がある。この千葉県の予算の中を見ましても、約百二十億の予算の中で、各款にわたつて国庫支出、あるいは補助金、分担金、こゝろいうふうなものとの関係のない事業は一つとしてないのです。全項目にわたつて、財源には全部国のひもがついておる、国との関係があるか、その事業々にわたつてこまかに、たゞい交付税で来たとしても、その内容は全部査定をされておる。こゝろいうふうなわけでありませぬ。

これは国独自のものだといふふうなことは、なかなか言いがたい。そこで、国が七で府県が三だとか、国が八で府県が二だとか、いろいろ程度の差はあ

るけれども、国と地方との今日の関係は、ほとんど一体化しておる。私はこゝろ問題があると思つておる。従つて、こゝろいうふうな関係でなかつたならば、こゝろいう臨時特例を出すこともけつこりであるけれども、こゝろいうふうな今日の仕組みをしておいてこれを出すことは、これは大企業と中小企業との関係のようなもので、大企業が危なくなつてくると、中小企業に出すものを切つて自己だけが生き延びようとしておる。国は国だけの財政を健全にしておいて、苦しくなつてくると、府県に出すものを切つていく、こゝろいう独善的な考え方が、わずか十九億であるけれども、この中にやぱりひそんでいられる。従つて、この点を根本的に直さなければいけないのではないか、こゝろいうふうなわれわれは感じるわけである。

○富川政府委員 横領委員の御指摘のようによつて、地方の行政と中央の行政とは非常に密接でございます。どこまでが国の行政分野であり、どこまでが地方の行政分野であるか、なかなか厳然とわかつていふ点が多々ございませぬ。そこで、先ほど来る御答弁申し上げましたように、地方行政のあり方、国の行政のあり方から見まして、補助金といふ制度をどういふふうな持つていくかといふことを恒久立法化して、安定した基礎の上に立つて、地方の方も安心をして仕事を、国の方もそれだけの財源は補助金のために支出するといふ制度を恒久化することが、私は最も望ましいことだと思つてございませぬ。しかしながら、一方すでに奨励的な目的も完遂いたしましたので、またこまかく一々ひもつきで地方に補助金と

して回したのでは、地方の弾力的な財政運営、行政運営がいたがたいといふ面も随時出て参つておるような現状でございます。そゝろい点も勘案して、特例法という異例な規定の仕方でも、特例法として、一年間さらには延長して、もう少し時をかけたいたいで、補助金としてあり方をいかに持つていくかといふことを恒久化する、かような念願から提案いたしておる次第でございます。その点御了承願ひたいと思つておる。

○横領委員 まだ質問が残りありますが、残余の点は、大臣が見えられませぬので、大臣に対する質問者があるから、これで一応打ち切つておきます。

○山本委員長 引き続き質問の通告がございませぬ。神田大君。

○山本委員長 引き続き質問の通告がございませぬ。神田大君。

○山本委員長 引き続き質問の通告がございませぬ。神田大君。

○山本委員長 引き続き質問の通告がございませぬ。神田大君。

○山本委員長 引き続き質問の通告がございませぬ。神田大君。

○山本委員長 引き続き質問の通告がございませぬ。神田大君。

食管会計につきまして根本的に合理化がなされる、そりうの場合におきましては、ただいま百六十一億円といわれおりまする赤字も相当動くのではないかと、動かないかもしませんが、動くのではないかと、重要な要素を普通の年よりも別に持っているわけでありまして、だから、この際は三十一年度の決算確定を待ち、そしてその前に行われる特別調査会の結論を待つて措置するのが適当であると考えたのであります。しこりうして産業投資特別会計資金として三百億円入れましたゆえんのは、御承知の通り、今年度は相当自然増収が出ますので、財政に弾力性を持たすという意味で、今年度法律を設けて、そして三十一年度からそれを使つていこう、こりう考えて進んでおるのであります。

○井上委員 最後一言大蔵大臣に伺つておきますが、私どもが予算を審議しておりますのは、三十一年度の予算であり、清算の結果でありまして、三十一年度はどうなるかということ、三十二年度はどうなるかということ、食管会計においては、収支決算は国会には提出されておられません。三十一年度の三月三十一日までに、百六十一億円の赤字が三十一年度に見込まれるというのを私どもは審議の対象としております。しかるに大蔵大臣は、三十二年度の分にまたがって、食管がどれだけの赤字を三十一年度に出して来るか、その清算をしてみないとわからぬ、こりう御議論を終始一貫繰り返されておるようでありまして、一体さうな清算をしてからはずきり赤字を明確にし、あるいはまた赤字を明確にして、その年あるいは翌年度の国会の審議の対象にしたことがあ

りませんか。さうなことはあり得ないのです。七月の末にならなければ食管の清算ができません。できなければぬものを、五月の末に終りますところの国会に、七月末の清算を対象にとりうして審議ができませんか。こりういふむちやくちやなことを言われたら、予算の審議はできなくなります。われわれは、やはり四月一日から三月三十一日までの年度間の予算なり収支決算を対象にして審議をしていけるのです。それを飛び越えて、七月末までかからないと清算はわからないのだ、わかるといふけれども、あなたはそれはいかしくないけれども、こつちの方はえらゐる迷惑や。だから、そりう異例を持ち出してきて、いかにそれが正しいやうな議論をやらねたのです。私ども国会の審議の便にあなた方が供していただくやうな処置を講じていただきませんか。国会の審議の便宜に供しておるのは、三月三十一日まで政府が出してきてい

る年度の予算、そして前年度の収支決算の見込み額を出してきておられますから、それ以上にあたる分は、翌年度で清算をして一向差しつかえないのであつて、翌年度で絶対やることはならぬといふことになつておられません。現に三十一年度は、補正で一応帳じりを合

していただければつこうであります。それを、何か非常に特別なもののやうにお考へになつて、私どもの審議の対象からはずされるというところは、私ども国民を代表して年間予算を審議しておるものにとつては、大へん迷惑なことであります。そこまで大蔵大臣が正確を期せなくてもいいではないか、こりう私考えておるのであります。

○森永政府委員 昭和三十三年の予算の御審議をわすれずらわすに際しまして、三十一年度末の予定損益計算書を添付してあるわけでございますが、これは審議の御便宜上添付してあるわけでございます。三十一年度の決算は、これは決算を待ちました後にあらためて御審議を願うわけでございますので、その点をまず御了承いただきたくお思います。

まお話がございましたように、三十一年度以降についての問題が全然ございませぬのでしたので、年度経過中に補正予算を組みまして、六十五億補てんしたのでございまして、それにもかかわらず、なおかつ三十四億の赤字がふえたとさうな格好になつております。その前年度、二十九年はどうかと申しますと、年度経過中にすでに三十億の赤字を生ずる見込みが予定されておりましたが、これはいろいろ問題がございまして、年度経過中に何らの補てん措置をいたしませんで、決算確定後にこれを措置するという結果になつたわけでございます。その前のいろいろ前例をひっくり返してみますと、両方ございまして、財政法が施行されました直後に、二十三年度のごときも、やはり決算確定後これを補てんするやうな措置をとつております。なおまた輸入食糧補給金、これは年度中にございまして、むしる当初予算に計上してございまして、この輸入食糧補給金のごときは、わざわざ計上した補給金を翌年度に繰り越して、決算確定後に實際上の支出をやつておるといふ例もあるくらいでございます。むしる常例的に考えますれば、決算確定を待つて、はつきりした金額に従つて補てんするのがよろしいのじやないか、私どもはさう考えておる次第でございます。

○井上委員 主計局長は大へんなことを申されますが、財政法はあなたの言ふやうになつておらぬのです。財政法は、その年度に予算以上の収支がありませぬ場合は、その年度にやはり処置をせよと規定してあるのです。あなたのおつしやるやうに、その年度の決算は清算をしてからやれということにした方がほんとうはいいのです。二重の手間が省けてはつきりするでしょう。それならそれで、財政法をさういふやうに直したらいい。それならば私は文句を言いませんよ。

○森永政府委員 財政法の規定を讀んでみますと、一般会計につきましては、特定の費目以外のものの経費は、借入金でまかなつてはいけなないという規定があるわけでございます。それに対するいろいろな例外があるわけでございますが、特別会計につきましては、それに対する例外をいたしまして、借入金で経費をまかなつてもいいという規定がある例が非常に多いわけでございます。現にこの食糧管理特別会計におきましては、食糧証券を發行できる。その食糧証券の償還期限は、最高一年まで許されておるわけでございます。食糧管理特別会計におきまして食糧を買い付ける資金として、最高一年までの食糧証券で米を買つておいても一向差しつかえないわけでございます。買った場合に、その評価をいたしました結果、若干の損失が出るというございまして、歳入歳出のつじつまをどう合せるかという面におきまして、食管会計につきましては、食糧証券を發行できるという規定があるわけでございます。従いまして、財政法云々のお話でございまして、財政法の規定に触れておるといふことはないわけでありませぬ、その点は御了承いただきたくお思います。

○井上委員 私は、これ以上申し上げませぬが、私ども常識的のものと考え

字はそのまま放置されておりまして、長期計画でこれを処理するといふようなことにもなっておるわけでございます。このように、特別会計の赤字の処理につきましては、その会計の性質、あるいは赤字の性質その他いろいろな事情を考へて、そのときどきの事情で最も適正な処理をいたすべきかと存するわけでございます。三十一年度の食糧管理特別会計の予定損失につきましても、先ほど来大臣から御答弁があります。先ほどの事情で、決算確定後の処理にこれをゆだねておるわけでございます。従来、従来からの取扱いその他から考へて、何らそこには問題はないと私どもは考へておる次第でございます。

○神田(大)委員 大臣は、参議院の方に行かなくちゃならぬから、私はこの問題についていろいろ質問がありますけれども、これを一応保留いたしたいと思います。ただ一つだけ言っておきますが、今主計局長が言つたように、そのときどきでもつてこの解釈を違はしておるようでございますが、ことしの場合のごときは、食糧会計の特別調査会ができていろいろ問題があるからこそ、かえつてこの百六十一億円はことし埋めておいた方が、これは国民に疑念を持たれなくても済むのではないかと、私はあべこべにこれは埋めるべきであるといふような筋をとつております。私は、その問題等につきましては、この次の機会に一つ大臣に質問いたしますから、一応本日の質問はこれで終了いたします。

○山本委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十日午前十時三十分より開会することいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時七分散会

〔参照〕
昭和二十八年年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年二月二十一日印刷

昭和三十一年二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局